

三田市立あかしあ台小学校いじめ防止基本方針

内容

1	本校の方針	2
2	基本的な考え	2
3	いじめ防止等の指導體制・組織的対応等	3
	(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙1：組織表）	3
	(2) 本校におけるいじめ防止における具体的な取組	4
	① 未然防止及び早期発見のための指導計画（別紙2：生徒指導年間計画表）	4
	② 信頼関係の構築	4
	③ 教職員の気づき（別紙3：①いじめ早期発見チェックリスト②生活チェックリスト）	4
	④ いじめに向かわない態度・能力の育成	4
	⑤ 実態把握（別紙4：いじめアンケート）	5
	⑥ 児童生徒が主体となった取組	5
	⑦ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり	5
	(3) 学校におけるいじめに対する措置（別紙5：いじめ事案が発生した際の対応）	5
4	重大事態への対応について	6
	(1) 重大事態について	6
	(2) いじめ対応チームについて	6
	(3) 適切な情報提供について	6
	(4) 三田市教育委員会との連携について	6
5	その他	7

1 本校の方針

(学校教育目標)

「こころ豊かに たくましく生きる 子どもの育成」

(めざす児童像)

「ひとりでできる子」「みんなでできる子」「たくましく育つ子」

(めざす学校像)

「児童・保護者・地域に信頼され、誰もが誇りに思える学校」

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、人として決して許されない行為であるという認識に立ち、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

※「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より

2 基本的な考え

本校はニュータウン内に設置され、校区は住宅地が中心である。自治会、敬老会、PTA等が中心となり、安全で住みよいまちづくりのために組織的に活動をされている。見守りボランティアや放課後の児童の居場所づくり等児童の健全な育成に対しても積極的な協力をいただいている。

そのため、児童はとても落ち着いており、基本的な生活習慣も身につけている。また、人に対しても優しく接することができる。しかし、他者からの指示を待って活動するなど、自分から進んで取り組むことにやや消極的な面も見られる。

本校では、児童の生活・学習面の理解を図り、取り組みの方向性を共有するため、年間2回実態把握のためのアンケートを児童、保護者を対象に実施

している。その結果から現状を分析し、課題を共有するなど学校、家庭、地域が連携して、あいさつ運動や読書活動等の取り組みを進めている。

また、本校では、豊かな人間性を醸成し、自尊感情を育む取り組みとして、異学年交流を取り入れるなど、他者とのコミュニケーションを育てる場面を設定している。

児童の生活、学習状況等については、毎週金曜日に学年会を実施し、各学年で情報共有を行い、常に状況を分析し、課題把握、指導計画策定、評価等に努めている。また、必要に応じて学年会で課題となった情報については、校内生徒指導委員会を経て、職員会議等で全体で共有する等組織的な対応を行っている。

さらに課題等の状況によっては、保護者との連携はもちろんのこと、スクールカウンセラーや児童民生委員、校区内保幼・中学校園所、市教育委員会、福祉及び警察等関係機関と連携をとりながら指導にあたるよう努めている。

特に、いじめについては、全ての教職員が、「いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こり得る」、「いじめは、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、児童が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙1：組織表）

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

【学校いじめ対応チームの役割】

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ② 校内組織と連携し、いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④ いじめに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援

の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

(2) 本校におけるいじめ防止における具体的な取組

① 未然防止及び早期発見のための指導計画（別紙2：生徒指導年間計画表）

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を作成する。

② 信頼関係の構築

学校評議委員会やPTA各種会議、さらには学校HPや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供するとともに、学級懇談会等はいじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう機会を積極的に設ける。また、日頃から教職員は児童の話に耳を傾け、些細なことでも親身になって対応するとともに、保護者に対しては家庭訪問など、顔の見える連携を行い、信頼関係を構築するよう努める。

③ 教職員の気づき（別紙3：①いじめ早期発見チェックリスト ②生活チェックリスト）

いじめは教職員や保護者が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識するとともに、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないために、チェックリスト（教職員用）、生活チェックシート（児童用）等を活用する。また、全ての教職員が、児童の些細な言動から、個々が置かれている状況や精神状態を推し量ることが出来る感性を高めるため、校内職員研修会を実施する。

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学級づくりに努める。

児童が集団の一員としての自覚や自信を持ち、互いを認め合える人間関係を構築するなど、豊かな心の育成と幅広い社会性を身につけるため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、自然学校等の体験活動を推進する。

⑤ 実態把握（別紙４：いじめアンケート）

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめアンケート」を、児童を対象に定期的に実施する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングを実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応に努める。

⑥ 児童が主体となった取組

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、そして自分たちでできることを主体的に考え、そして行動できるよう、学級活動、児童会活動を推進する。そのために、教職員は全ての児童がいじめの問題に対する取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを評価するとともに、必要な支援を行う。

【本校の取り組み】

- ・ 異学年交流による縦割り遊びや縦割り活動を計画、実施する。
- ・ 児童会が中心となって「あいさつ運動」に取り組む。
- ・ 定期的に実施する児童朝会を中心として、各委員会活動で「いじめ防止」に向けた啓発活動を行う。

⑦ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり

特定の教職員が抱え込まないように、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。そのため、全ての教職員が些細な兆候や懸念、児童からの訴えをまず、「学年会」及び「校内生徒指導委員会」で情報共有するとともに「学校いじめ対応チーム」に報告・相談する。「学校いじめ対応チーム」は学校全体の情報を整理・記録するなど、情報の集約と共有化を図る。

本校の取組が学校基本方針や年間指導計画に基づき、いじめ防止に向けた取り組みを適切に実践しているかどうかについて評価（PDCAサイクルにおけるチェック）するため、年度の前期、後期に児童アンケートや保護者・教職員アンケートを実施し、意見を広く募るとともに、アンケート結果及び分析内容を学校関係者評価委員会、学級懇談会（保護者会）において公開し意見聴取を行うなど常に見直しと改善を行う。

（３）学校におけるいじめに対する措置（別紙５：いじめ事案が発生した際の対応）

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共

有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態について

本校は重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※ ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ① 「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とは、児童の生命に危機が生じた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ② 「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」における「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校長が判断し、適切に対応する。

(2) いじめ対応チームについて

いじめへの対応を行う際は、学校長のリーダーシップの下、「いじめ対応チーム」が中心となり組織的に対応する。チームには必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家等が参加し調査を行うとともに、児童のケアを行う。

(3) 適切な情報提供について

(1) の調査を行った時は、学校長よりいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) 三田市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに三田市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための

組織に協力する。

5 その他

・いじめを未然に防止するために、保幼・小・中学校園所との連携をより密に行い、児童がこころ豊かに自己実現できるよう計画的な取り組みを進める。